

令和6年度工事請負随意契約一覧(130万円超)

契約番号・種別	件名・工事箇所・工事概要	契約相手方の商号・住所	契約金額・工期	随意契約理由
世教設随第1号	世田谷区立船橋小学校非常用インターホン設備改修工事	☐ 株式会社電虎社	10,258,600	入札の結果、落札者がいないため地方自治法施行令第167条第2第1項第8号の規定により随意契約に至ったもの。
設備工事	船橋4-41-1	東京都世田谷区経堂五丁目3番21号	令和6年6月13日～ 令和6年8月30日	
	非常用インターホン設備更新工事			
世教設随第2号	深沢小学校普通教室GHP更新工事	☐ 中央冷熱工業株式会社	9,768,000	夏休み期間中に機器更新工事を履行完了する必要があることから、契約履行中である「世田谷区立深沢小学校普通教室化外改修工事」の下請業者としてエアコン工事を担当しており、現場状況を既に把握して速やかに工事着手が可能な業者と随意契約に至ったもの。
設備工事	新町1-4-24	☐ 東京都世田谷区三宿一丁目4番4号	令和6年7月17日～ 令和6年8月30日	
	深沢小学校普通教室GHP更新工事			
世教設随第3号	世田谷区立京西小学校プールろ過機タンク取替工事	株式会社東工業	4,994,000	メーカー固有のシステムであるろ過機について、これらの構成部品を交換する業務は、独自の専門知識を有する製造業者でしか行えないため随意契約に至ったもの。
設備工事	用賀4-27-4	東京都大田区昭和島2-4-2	令和6年11月7日～ 令和7年3月31日	
	プールろ過機のろ過タンクを更新する。			
世教建随第1号	世田谷区立岡本公園民家園旧長崎家住宅主茅葺屋根改修工事	株式会社関工務所	4,255,460	改修に当たっては、文化財保護の観点などを踏まえ、原状に復するように技術や様式を忠実に再現し、正確に施工する必要があるため、平成12年度から継続して改修・補修を請け負い、本施設の伝統的技術・様式を継承している事業者と随意契約に至ったもの。
建築工事	岡本2-19-1	群馬県利根郡川場村大字谷地1950番地	令和6年11月18日～ 令和7年2月28日	
	茅葺屋根の屋根一部補修工事			
世教設随第4号	世田谷区立池尻小学校第二体育館音楽室冷暖房設備他改修工事	☐ 神興建設株式会社	17,171,000	施工中の池尻第二体育館の内部改修工事と工事範囲が重なっており、工事範囲内での責任所在を明確にする必要がある状況において、内部改修工事を行っている事業者のみが本件を履行するため随意契約に至ったもの。
設備工事	池尻2-4-10	東京都世田谷区池尻2-13-3	令和6年11月15日～ 令和7年3月31日	
	音楽室、多目的室(旧パソコンルーム)のエアコン設置工事			
世教設随第5号	世田谷区立等々力小学校非常放送設備取替工事	東京アラーム株式会社	2,137,300	非常放送設備が故障となり、非常時の避難活動において重要な設備であるとともに、消防法第17条において必要な設備となっているため、既存設備の設置業者と随意契約に至ったもの。
設備工事	等々力7-26-1	世田谷区千歳台2丁目1番14号	令和6年3月7日～ 令和7年3月31日	
	非常放送設備の更新			